



東京都



公益財団法人

東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

NEW

令和4年度

働くパパママ育休取得応援奨励金

「パパと協力! ママコース」



パパと
協力!

女性従業員の**育児休業**取得を
推進する都内中小企業等を支援します

女性従業員に6か月以上1年未満の育児休業を取得させ、
育児休業取得促進等に関する取組計画を作成した都内中小企業等対象

100万円支給 (一事業者1回のみ)

対象事業者

都内に常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、
都内で事業を営んでいる中小企業等

受付期間

令和4年7月15日から令和5年8月31日まで

申請期間

対象となる育児休業から原職に復帰し、3か月经過後から2か月以内

※ただし予算の全額が執行されると終了となります

(経過措置)

令和4年4月1日～令和4年4月13日の間に育児休業を終了した従業員に係る申請を行う企業等については、
申請期間を令和4年7月15日～令和4年9月14日とします。

申請方法

郵送のみ ※来所による持参提出はできません

奨励金の概要



パパと協力! ママコース



奨励の対象となる従業員、育児休業取得要件

- ①都内在勤の女性従業員(雇用保険被保険者)が、子が1歳に達するまでに育児休業を開始していること
- ②子の父と協力しながら6か月以上1年未満の育児休業を取得していること
- ③令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に育児休業終了日が含まれていること
- ④③の育児休業に引き続き原職復帰し、3か月以上継続雇用されていること

※6か月以上1年未満の育児休業とは、180日以上364日未満のことを指します。

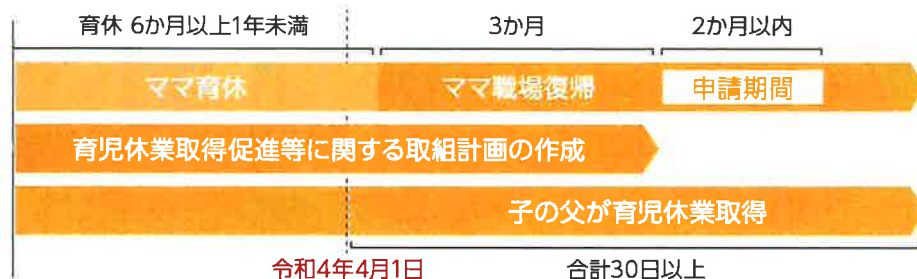


奨励の対象となる取組

- 育児休業取得促進等に関する取組計画を作成したこと
- 対象となる従業員と協力して、子の父が令和4年4月1日以降に合計30日以上育児休業を取得していること(取得予定でも可) ※子の父の育児休業開始日は問いません



活用例



企業に
100万円
支給

過去に「働くパパママ育休取得応援奨励金」パパコース・ママコースを受給している企業も申請が可能です!

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉



公益財団法人 東京しごと財団

※このチラシは、申請対象外の企業様に配布している場合があります。

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

TEL.03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

東京しごと財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusutoku.html>



専門家派遣

働くパパママ育休取得応援奨励金「パパと協力! ママコース」を申請予定の企業等は、計画書等の策定にあたり専門家派遣を利用できます

〈相談内容〉

- ・取組計画作成に関する相談、助言
- ・その他改正育児、介護休業法に係る制度整備、運用等に関する相談、助言

〈専門家派遣のお問い合わせ先〉

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当 TEL.03-5211-2248

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号 東京しごとセンター9階



リサイクル適性 A

令和4年6月作成
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。